

長井市固定資産税等過誤納返還金支払規程

(趣旨)

第1条 この規程は、固定資産税及び都市計画税について、市の瑕疵による賦課決定に基づく過誤納金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の規定により還付できない税相当額（以下「還付不能額」という。）があるときは、民法（明治29年4月27日法律第89号）の規定により当該還付不能額及び利息相当額（以下「返還金」という。）を支払うことによって納税義務者の被った不利益を補てんし、もって市政に対する信頼を確保することを目的として、支払に関し必要な事項を定めるものとする。

(支払)

第2条 市長は、還付不能額を確認したときは、納税義務者に返還金を支払うものとする。

(対象者)

第3条 返還金の支払を受けることができる者は次に掲げる者とする。

- (1) 市長は、前条に規定する納税義務者が死亡しているときは、その相続人に返還金を支払うものとする。
- (2) 前項の場合において、相続人が複数あるときは、市長は相続人代表者に返還金を支払うものとする。
- (3) 市長は、賦課決定の対象となった固定資産が共有であるときは、共有代表者に返還金を支払うものとする。
- (4) 市長は、前条に規定する納税義務者が法人である場合で当該法人が合併により消滅したときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人を対象者とみなし、返還金を支払うものとする。

(返還金の額)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計とする。

- (1) 還付不能額
- (2) 利息相当額

2 前項第2号の利息相当額は、還付不能額の納付があった日の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じ、法第17条の4の規定に準じて算定するものとする。
この場合において、納付があった日を確認できないときは、条例で定める納期限に納付したものとみなす。

(返還の対象期間)

第5条 返還の対象となる期間は、返還金の支出を決定する日の属する年度の初日から遡って起算し、10年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、10年を超える期間であっても、納税義務者又はその相続人等が納税通知書及び領収書等で還付不能額を明らかにし、市長がそれを認めたとき、若しくは、市長が当該還付不能額を確認した場合は、当該還付不能額も返還の対象とすることができる。ただし、返還金の支出を決定する日の属する年度の初日から遡って起算し、20年を限度とする。

(支払の申請)

第6条 返還金の支払を受けようとする者は、過誤納返還金支払申請書（別記様式第1号）に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(支払の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の内容を審査のうえ返還金の支払を決定したときは、過誤納返還金支払決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知し、速やかに返還金を支払うものとする。

(返還金の返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正な手段により返還金の支払を受けた者があるときは、その者から当該返還金の全部又は一部を返還させることができる。

2 返還金を返還させるときは、当該返還金に、市長が返還金の支払を決定した日から返還金の返還の日までの日数に応じ、当該返還金に法第17条の4の規定に準じて算定した額を加えた額を返還させるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、平成30年7月6日から適用する。